５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症が確認されてから３年余り、保護者の皆さまには学校現場における感染症対策にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第１１４号）上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、令和５年５月８日から「５類感染症」（季節性インフルエンザと同類）に移行されることが決定され、文部科学省からは「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」により今後の基本的感染対策の考え方が示されました。

これを受け、令和２年５月以来、８度にわたる改訂を重ね運用してきました「中標津町立学校における新しい生活様式」を廃止し、様々な体験の中で子どもたちが学び、成長できる環境づくりを目指し、以下の考え方に基づいて、学校教育活動を進めていきますので、今後もご理解とご協力をお願いいたします。

令和５年５月１日

中標津町教育委員会教育長　山　田　康　司

１．平時における基本的な感染症対策

感染状況が落ち着いている平時には、以下の①～③の感染対策以外、特段の感染症対策を講じる必要はありません。

①家庭と学校の連携により児童生徒の健康状態を把握します。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養することが重要となります。

②気候、天候や教室の配置等に配慮し、適切な換気を行います。

③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの実施を指導します。

◆学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

◆学校生活の中で消毒によりウイルスを完全に死滅させることは困難なため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することの方が重要です。清掃活動とは別に日常的な消毒作業は行いません。

２．感染流行時における感染症対策

地域や学校において感染が流行している場合には、基本的感染症対策の他に、感染リスクが比較的高い活動など、活動場面に応じて以下のような措置を一時的に講じる場合があります。

□教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すこと。※着用を強いることはありません。

□「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。

□児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

《感染リスクが比較的高い活動》

- 児童生徒が対面形式となるグループワーク等
- 一斉に大きな声で話す活動
- グループで行う実験や観察【理科】
- 合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏【音楽】
- 共同制作等の表現や鑑賞の活動【図画工作、美術、工芸】
- グループで行う調理実習【家庭、技術・家庭】
- 組み合ったり接触したりする運動【体育、保健体育】

３．児童生徒への指導

学校生活においては、休み時間や登下校時など教職員の目が届かない所での行動が感染リスクと成り得ますので、児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行います。

４．出席停止の取扱い

①児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合

出席停止の期間は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」を基準とします。出席停止解除後、発症から１０日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

※出席停止の解除に当たっては、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。

②感染に不安がある場合

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えており、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、合理的な理由があると校長が判断する場合や、医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を確認した上で登校すべきでないと判断した場合。

５．濃厚接触者の取扱い

令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないため、以下の場合であっても、これまでのように一律に出席停止の扱いにはなりません。

・同居している家族が新型コロナウイルスに感染した場合。
・学校で新型コロナウイルスの陽性者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合。

※ただし、陽性者との最終接触日から少なくとも５日間の健康観察を推奨します。

６．学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

学校内で感染者が発生した場合、学校と教育委員会が協議し、学級閉鎖等の措置を判断します。

【学級閉鎖】

同一の学級内で複数の児童生徒等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

※複数の感染が確認された場合であっても、児童生徒間で感染経路に関連がない場合や学級内に感染が広がっている恐れがない場合は、学級閉鎖を行いません。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖し、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校閉鎖】

複数の学年を閉鎖し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、臨時休業を実施します。